

クレジットカード払いに関する約定

水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び地域し尿処理施設使用料（以下「水道料金等」という。）の継続的なクレジットカード払い（以下「クレジットカード払い」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 2 第 2 項の規定に基づく「指定納付受託者に対する納付の委託」です。

指定納付受託者から前橋市水道局に水道料金等の立替払いが行われますと、お客様の前橋市水道局に対する水道料金等の支払い債務は消滅しますが、これに代わりお客様はご登録いただいたクレジットカード会社（以下「カード会社」という。）に対し、水道料金等及び決済手数料の合計額について債務を負うこととなります。

これらのことにも加え、次の各事項をご確認いただき、ご承認のうえお申し込みください。

- 1 クレジットカード払いは、カード会社の会員規約に基づいてお支払いいただきます。
- 2 クレジットカード払いの対象は、一回の請求金額が 10 万円以下の水道料金等であり、お支払い回数は 1 回払いです。
- 3 クレジットカードの有効性が確認できないなどの理由でお申し込みを受け付けることができない場合は、従来のお支払い方法を継続いたします。
- 4 登録後は、カード会社の規定による会員資格の喪失、お客様による利用停止のお手続き、その他継続できない事情が生じない限り、クレジットカード払いを継続いたします。
- 5 お申し込みいただいても、手続き日によっては従来のお支払い方法で請求することができます。
- 6 お客様が利用停止手続きをされた場合でも、手続き日によっては手続き後でもクレジットカード払いになることがあります。
- 7 クレジットカードが使用できない状態にある場合には、お客様に通知することなく納入通知書によるお支払い方法に変更いたします。
- 8 クレジットカード払い開始後に市内転居をされた場合で、引き続き転居先でのクレジットカード払いをご希望されるときは、転居先の「お客様番号」、「クレジットカード払い手続き用登録確認番号」で再度利用申込登録をしてください。
- 9 クレジットカード番号又は有効期限が変更になった場合で、カード会社から指定納付受託者に新しいクレジットカード番号又は有効期限が通知された場合は、引き続き継続払いをご利用いただけますが、カード会社から通知されない場合は、変更手続きが必要となる場合があります。
- 10 既に、納入通知書で請求させていただいた分の水道料金等や、口座振替の予定をさせていただいた分の水道料金等は、クレジットカード払いをご利用になれません。
- 11 カード会社の締切日とお客様が指定納付受託者に納付を委託する日との関係又はその他事務処理上の都合により、隔月検針であっても、請求月が連続する場合や 2 か月以上の間隔をあけてカード会社から請求される場合があります。

【水道使用者とクレジットカード会員の方が異なる場合】

- 1 水道使用者（公共下水道使用者、農業集落排水処理施設使用者及び地域し尿処理施設使用者を含む。以下同じ。）が水道料金等のお支払いをクレジットカード会員（以下「カード会員」という。）の方に委託したものとして扱わせていただき、カード会員の方はこれに同意していただきます。
- 2 前橋市水道局からの各種通知や連絡については、すべて水道使用者に行います。また、カード会員の方はこれに同意していただきます。
- 3 カード会社からの各種通知や連絡については、すべてカード会員の方に行います。また、水道使用者はこれに同意していただきます。